止事務所だより

令和7年11月号

発 行 元:青梅市生活福祉課 **250428-22-1111**

月~3月は、毎月の保護費に冬季加算を上乗せして支給します

冬季加算は、冬季に増加する光熱費などの支出に対応するため、生活扶助基準(毎月の定例保護 費の支給額)に上乗せして支給するものです。

支給日	加算対象月(11月〜翌年3月)の定例保護費支給日と同日に支給し ます。			
青梅市内で居宅生活を している場合の支給額 (上乗せする金額)	単身世帯	2,630円/月	3人世帯	4,240円/月
	2人世帯	3,730円/月	4人世帯	4,580円/月
	1575 1 1 1 2 10 1	N 111-11-1 11 11 1-1 1N	S-1- 1 11-1-11 11	

その他

お住まいの地域、世帯人数、生活状況により変わりますので、詳細に ついては、担当のケースワーカーにご確認ください。

SMSを活用した情報発信を開始します

令和7年11月より、SMS(※)を活用した情報発信を開始します。

当福祉事務所では、「福祉事務所だより」や「ホームページ」により情報発信を行っています が、皆さんに必要な情報をよりタイムリーに案内できるよう、本サービスによる情報発信を開始 することとしました。詳細については下表のとおりです。

※SMSとは「Short Message Service」の略で、携帯電話番号宛てに、テキストメッセージを 送信できるサービスです。

開始時期	令和7年11	月
------	--------	---

青梅市福祉事務所で生活保護を受給していて、携帯

雷話番号を把握している世帯(※1)

※1:保護申請時等に携帯電話番号を届け出た世帯 ※2:福祉事務所が、自身の携帯電話番号を把握している

かどうかわからない場合は、担当のケースワーカー にご確認ください。

主な 送信内容

対象者

・収入申告、資産申告などの 依頼事項

・LoGoフォーム(電子申請・申告)の拡充等、サー ビス利用開始時の周知

その他緊急でお知らせする事

送信元

SMSの送信元には「0428221111」が表示されます。

※受信元キャリアが<u>ソフトバンク系列の場合のみ</u> 「0428243056」と表示されます。

注意事項

・運用開始に伴い、手続きを行う必要はありません。

・SMSの受信に伴い、費用は発生しません。

・送信されたメールに対して返信はできません。

青梅市からのSMSで、特定の金融機関への振 、 込、ATM(現金自動預払機)の操作、個人情報 - の入力や通帳・キャッシュカードを預けるよう依 頼することは絶対にありません。

不審なSMSが届いた場合は、開封せず、最寄 √りの警察署等にご相談ください。

※SMS受信時のイメージ



申告を忘れずに>資産申告書は◆月◆日 までに提出してください。詳細は下記U RLを参照。

※SMSの文面(表題を 含む) 等は変更となる 可能性があります。

LoGoフォーム(電子申請・申告)で医療券・調剤券の発券を依頼できるようになりました

今まで、医療機関等に通院する際に必要となる「医療券・調剤券」の発券を依頼する場合、電話または窓口のみでの対応でしたが、今後はLoGoフォームでも依頼できるようになりました。

LoGoフォームで依頼する場合の注意事項

- ●発券には、受診予定者の氏名・生年月日、医療機関の名称・電話番号、病名・病状、通院予定日等の入力がそれぞれ必要です。
- ●通院予定日が直前(当日・翌日)の場合は、電話 または窓口で担当CWに直接依頼してください。
- ●発券できるのは、以前に通院歴があり(初回受診の医療機関等ではない)、継続して通院する許可を得ている医療機関等に限ります。
- ●受け取り方法は「医療機関等への直接送付」・ 「福祉事務所窓口での受け取り」のいずれかを選 択できますが、送付(郵送)には時間を要するた め、通院予定日が1週間以内の場合は、「福祉事 務所窓口での受け取り」のみとなります。



健康診査の受診期限は11月30日です

対象:40歳以上(今年度中に40歳を迎える方を含む)で受診を希望する方

広報おうめ令和7年5月15日号6面でお知らせした健康診査の受診期限は、 令和7年11月30日です。 ________ ▲

受診を希望する方は、福祉事務所(生活福祉課)窓口で配布する問診票、医療機関一覧表を受け取ったうえで、早めに受診してください。

その他「健康診査」の詳細については、「広報おうめ」または「市ホームページ」でご確認ください。



予防接種費用の減免には受給証明書が必要です

対象:以下のいずれかに該当する方

- ・接種日に65歳以上で接種を希望する方
- ・接種日に60歳以上65歳未満の心臓・じん臓・呼吸器の障害または ヒト免疫機能障害により身体障害者手帳1級相当で接種を希望する方

広報おうめ令和7年10月1日号5面でお知らせしたインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の予防接種が始まります。福祉事務所窓口で発行する「生活保護受給証明書」を持参する事で無料で受けることができます。

対象医療機関、持ち物、予約の有無等の詳細については、広報おうめ10月1日号または市ホームページ(QRコード参照)にてご確認ください。



